

**令和５年度 江南市高齢者福祉審議会
会議録**

日時	令和５年１１月６日（月） 午後１時３０分から
場所	市役所３階 第３委員会室
出席者	委員長 峰島 厚 委員 浅野 加津彦 伊神 季美枝 内田 吉信 有働 奈央 近藤 直樹 鈴木 智子 高橋 妙子 高橋 正博 田代 一夫 野田 智子 野呂 美鈴 日比野 栄寿 宮道 末利子 渡部 敬俊
事務局	高齢者生きがい課、福祉課、保険年金課、健康づくり課 各地域包括支援センター
会議の公開	公開
傍聴者数	１名

【１】 会議次第

- １ あいさつ
- ２ 議題
 - (１) 介護サービス見込量について
 - (２) 介護保険事業基金の活用方針について
 - (３) 介護保険料予定収入率について
 - (４) 第９期計画において実施予定の事業等
- ３ その他

【２】 会議経過

(事務局)

定刻前ですが、おそろいいただきましたので、ただいまより令和５年度第２回江南市高齢者福祉審議会を始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、今回の会議から委員の変更がございますので、御紹介させていただきます。

(事務局 前回からの委員の変更を紹介及び事務局職員の異動者紹介)

(事務局)

資料の確認をさせていただきます。机の上に、第3回審議会の開催通知、請求書と委員名簿を配付しております。事前に送付しております資料を含め、不備や不足はございませんでしょうか。請求書につきましては、振込口座が変わる場合に、金融機関名等を記入の上、後ほど職員のほうにお渡しください。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議につきましては、江南市民参加条例の規定により、会議録をホームページに公表いたします。委員の皆様には公表前に御確認いただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

1 あいさつ

(事務局)

健康福祉部長より挨拶を申し上げます。

(健康福祉部長) あいさつ

(事務局)

次に、委員長、お願いいたします。

(委員長)

お忙しい中、どうも御出席ありがとうございます。

今日の議題については事務局のほうからお話があったと思いますけれども、見込量と合わせて、見込量が出てくると全体の財政が出てきます。そういう意味でいうと、報酬改定はまだ未定なんですけれども、この状況を見込ながら、介護保険料及び利用者の負担、こういうものを考えていくためにどうしたらいいのかという、非常に難しいことですね。報酬改定も3%の物価高を上回る賃金をとということで揉めているみたいですし、それから、実際に介護保険料についても、4万円と7万円という話が出ていますけど、ちょっと支持率が上がらないというのが毎日新聞で出ていますので、こういう状況ですので、ぜひ忌憚ない御意見をいただいて、取りあえずのここでの基本的なものを決めたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、以後の議事の進行は、委員長、よろしくをお願いいたします。

(委員長)

それでは、議事、早速進行させていただきます。

会議に入る前に、本日、この会議に傍聴の希望がありまして、江南市民参加条例では、会議の公開が義務づけられています。会議の傍聴につきましては御承認いただけますでしょうか。よろしいですね。どうもありがとうございます。

それでは、事務局、お願いします。

(事務局 傍聴人を室内へ案内)

2 議題

(1) 介護サービス見込量について

(委員長)

それでは、早速議事に入らせていただきます。

議題2に入りまして、まず第1に、介護サービス見込量についてということで、事務局のほうから御説明をお願いします。

(事務局) 説明

《資料1》

(委員長)

全般に渡りますので、どこからということは申しませんもので、御質問、御意見がありましたらお願いをいたします。

(委員)

資料1の11ページをお願いします。

これは、第1号被保険者の保険料の推計で、特に2番目の準備基金の取崩しの影響額というもので、残高が760,261,564円で、後の取崩額はこれからの課題ですけれども、なぜこれほどの残高が残ったかということの行政側の詳しい説明をお願いいたします。先ほどの説明の中では、令和5年度ではそんなにコロナの影響はないという御説明でしたけれども、この介護保険料をある程度認めた以上、これだけの基金残高が残っているということは設定に問題があるかなと思うんです。

だから、その辺の残高の、なぜこれだけの増加があったのかとか、詳しくこの場で説明していただきたいと思います。

(委員長)

1つずつ行きましょう。どうぞ、どういうふうな状況だったのかということ。

(事務局)

基金の残高がなぜこんなにあるかという御質問ですけれども、第8期の計画の際にも、同じように基金の取崩しを含めて、保険料の設定をしています。第8期のときは当時の基金が8億円程度でしたので、半分程度の4億円の取崩しをして、残りの半分は、第9期以降の認定者数増加が見込まれるということで、前回、半分程度を残した状態で基金を管理しております。

ですので、第8期におきましても、実際の保険料収入から給付費の支出等を差引きました、残った分というのを、毎年積立てをしておりまして、結果として、現時点での残高が7億6千万ということになっております。

ですので、第9期は、認定者数や、被保険者数が増えているというのを、第8期の段階でも想定をして、なるべくこの第9期の保険料の設定のときに、基金をもう少し残しておこうということで、前は基金の取崩し額を決めています。結果としては、前回の基金から少し、数千万円だけ減ったという状況になっていることとございますけれども、今回、何度も御説明しております、第9期というのは、認定者数や被保険者数、高齢者数というのがピークを迎えている数字でございますので、この積み立てておいた基金というのを、今回8割ぐらい使わせていただくということで、計画のほうを立てさせていただいたという状況になっています。

(委員)

今のおっしゃることの説明になっていない。なぜ、これだけの状況になったということを知っているわけです。その原因と、これからの対策をね。必要以上に介護保険料を取ることではないじゃないですか。やっぱり必要であれば取ればいいし、これだけの余剰金が出ていてというのは、何らかの設定に、今自然推計とって言われますけれども、当然それ、高齢者が増えていく、あと3年ぐらい増えていく、このままだと、これは当然でしょう。

でも、そういうことも鑑みて、今これだけの余剰金が出たということは、推計が甘いということじゃないですか。我々は、一番トップの審議会として、やっぱり責任があるんですよ。それは本当に大事なことなの。やっぱり余分な介護保険料を取ることもないし、必要だから、これだけの理屈があって取るのはいいんだけど、必要以上に取ることはない。だから、余ったら取り崩す必要なんてない。やっぱりそれは結果論であって、見通しが甘いんじゃないのということを私は申し上げたいんです。だから、もう少しちゃんとした説明をしなくちゃいけない。なぜ余剰金が出たのか。

先ほどの説明、令和5年度はそんなに問題がなかった。じゃ、一体どこからこの余剰金が生まれたんですか。もう少し詳しく説明してください。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。

詳しい説明をということなんですけれども、第8期が始まる前は、先ほども御説明したとおりで、8億の基金残高がございまして、第8期の保険料を算定するに当たりましては、その2分の1の基金を投入して保険料を下げるという取扱いをしたものです。

実際、第8期は新型コロナウイルス感染症の影響が多大に出たと思っております、1回目の会議でもお話しさせていただいたとおり、訪問系のサービスは順調に利用されていたんですけれども、通所系のサービスの利用がやはり控えられていたのではないかなというふうに思っています。

また、第8期の中で、整備を計画しておりました3施設についても、予定どおり初年度に公募できたのがグループホームの1施設のみで、定期巡回については今年度からと1年遅れました。看護小規模多機能についてはまだ手が挙がっていないという状況でございます。そうしたところも見込んだ上での保険料でしたので、このところは保険料が過大になっていたのかなというふうには認識しております。

地域支援事業の一般介護予防事業というものが、足腰弱らん教室とか、介護予防の教室などを行っているものにつきましても、コロナウイルスの緊急事態宣言等が出ますと、教室のほうを全部中止するという対応を取ってございましたので、そういった意味におきましても、地域支援事業の執行率はかなり低かったなというふうに考えております。

(委員長)

第8期の計画に当たって、実際には約半分の基金を取り崩した、そのとき議論に出たはずですけど、要するに多額の金があったわけですよ。あって、それを保険料が大幅に上がるのを抑えるということに使って、さらに、9期はもっと上がるだろうということを見込んでいたわけなんですけれども、それを残りの金額で対応しようという、考えたんですけど、第8期は、現実の進行としてはコロナがあって、大体8億の近くまで基金が出てしまったと。

問題は、それをどう使うのかということは一方向であるんですけれども、第8期までにどうしてその約8億の基金も余っていたところなんですけど、8期は当然、推計値よりも少なくなってきたとか、計画どおりにいかなかったこともかなり分かって、出てきたと思うんですけど、それ以前にどうして使ったのか、出てきたのかという、これは今後を考える上でかなり重要になった。

例えば、今年度、かなり第9期に向けて相当基金を使うというのがあって、基金のない中でどういうふうにするのかというようなことが今後求められてくるだろうというので、想定されますので、その意味では、第8期以前の第7期までの基金がどうしてこれだけ出てきたのかという、ここですね。ここは分析していますか。

(事務局)

基金につきましても、先ほどコロナの影響があったということでお話しさせていただいたんですけれども、計画どおり4億近くの基金を取り崩したにもかかわらず、やはり4億に近い基金をまた積み立ててしまったということがあります。それはもう、基金を積み立てているというのは、もうその中身は皆さんから頂いた保険料と、あと、交付金などが一部充当しているんですけれども、そういったものがずっと積み残しになってきているというのはあると思います。

(委員)

それ以前に、約8億がたまって、基金になっていた第7期まで、どうしてこれだけ基金がたまったのか。第8期は確かに想定量の推定量が変わってきたというので、お金がたまるというようなことは分かるんですけど、今回、基金をほとんど使い切って介護保険料を下げるために使うわけですけど、じゃ、それがなくなった後、基金をどういうふうに位置づけるかということは、かなり重要な課題になるんですね。

(委員)

結局、そういった反省点がないと、同じことをやるんですよ。それではよくないと思うんです。その原因をもう少し精査して、適正な値というのがあると思う。もう少しその辺のところ、自然体推計もいいんだけど、もう少し見直す必要がある。これをもうちょっと見ないで、議論して、どこに問題点があるか。先ほど先生がおっしゃったように、第7期までの剰余金だってあるしね。ここで今、6億ぐらいたまた取り崩すといって、こんなことをやっておいていいのかなと思う。

いろんな政策面で、第9期も含めてあるんだけど、ここでやっぱり財政力指数が少なくなった江南市にとって、やっぱりどういうことが一番必要かというのを考えてほしい。いま一度、そういうことをしっかり考える必要がある。これはちゃんと、しっかり気持ちのたがを締めて、財政力指数とか、いろんなものを考えて、どういった値が必要かを考えて、これは、私たちはこれを審議して、意見する立場なの。責任もあるから。だから、それに見合うべく、やっぱり努力してほしい。これは私からの提言です。

(委員長)

あくまでこれは課題にさせていただきたいですね。基金がなくなった後どういうふうにするかという、その問題になるだろうと。そういうふうな意味でいうと、基金をためるためにまたやるのかというふうな形になっちゃいますので、多分第7期までの、なぜ推定値との誤差がこれだけ出たのかという、そのところをもう少し検討していただきたいと、推定値の在り方自体をかなり検討する必要があるんじゃないかという

ようなところだろうと思いますので、よろしくお願いします。見える化自体もいじっていいんじゃないかという側面も含めて、ぜひ見ていただきたいと思います。

取りあえず、次の来年度からのものについての推計値について、これでいいだろうかということで、取りあえず江南市独自の課題について、通所型も含めて出していましたけど、それ以外に、この辺はもっとあるんじゃないかとか、こんなのでもいいのかということも含めて、御意見がありましたらどうぞ。質問も結構です。どうぞ。

(委員)

資料1なんですけど、被保険者数を見ると、推移で減っていつているのは分かるんですけども、令和6年度に限って、ちょっと桁外れに数字が大きく減っているようです。2号被保険者数がかなり多くの人数が減っているというところで、下の要介護認定者数の総数を見ると、例年同じぐらいのというか、その当時の開きはないんですけど、これというのは、数字が合っているのかというところの確認を。

(委員長)

よろしいでしょうか。総数に、被保険者数の総数のところで、令和5年度と令和6年度の変化が、いつもとちょっと違うということですね。

(委員)

そうですね。ほかのところは、50、70、150とか、そういった推移なんですけど、ここだけ1,543ってなっていて、かなり大きな数字が減っています。

そのところ、細かく中を見てみると、2号被保険者数がかなり減ってはいるんですが、この数字と合っているかなという。

(委員長)

40歳から64歳までが減ったかということですね。保険料の算定に関わってくる、財政に関わってくるので、分かりますか。これが何で推計値がこんなに減った数字が出るのかと。

(事務局)

こちらの令和6年度の数字なんですけど、2号被保険者のほうが急激に減っているところですが、令和4年度までが、人口推計で実績値を使っておりまして、令和5年度からが推計値を使っているところになります。ここで、推計値のところ、人口推計のほうが、ここで落ち込んでいるのではないかということも思っております。

(委員長)

労働力人口の部分が急激に減っているデータが出ているけど、これは何かあるのか

間違いかどうかということも含めて、ちょっと見ていただけたらと思うんですけども。

(事務局)

すみません、ちょっと一度、会議が終わった後に見直して、また報告をさせていただきます。

(委員長)

多分間違いがない限り、そういうふうなことがない限り、1,500人も減るということは多分ないですよ。何で、ただ、推計値でいっていると思うので、そういう意味では、こういう数字は出ないんじゃないかと思うんですけど、これはちゃんと精査していただくということでもいいですか。多分、そうした場合に数字が変わってくると、ほかの全体的に変ってくる可能性もある。貴重な御指摘、ありがとうございます。

令和5年度は10月1日、4月1日あるいは5月1日、これ、実数じゃないんですか。

(事務局)

令和5年度は推計値。

(委員長)

推定値なんですよ。

そうしたら、令和4年度から5年度に比べた数値は、それ以後の変化とほぼ同じなんですけど、5年と6年に何で変わるのか、大幅に変わるのかということなんですよ。

(事務局)

一度会議後に見直しさせていただいて、報告をさせていただきます。

(委員長)

ですね。それによって数字が変わる可能性がありますので、精査をしていただくということでもよろしいですか。

ほか、ありましたら、どうぞ。

よければ、一応この点は検討してもらおうということと、それから、次の議題に入りますけど、今回の基金の取崩しについては残った金を使うということで、これが、こういうふうなのを続けていいのかということで、第7期までの基金がなぜこのようになったのかということで、推計値も含めて、厳密な検討が必要なんじゃないか、それから、第9期以後の問題としてもかなり重要な課題であろうと思いますので、よろしくをお願いします。

次の数値の精査も含めて検討していただくということで、その次の議題のほうに移ってよろしいですか。次の議題の全体の見込量とその財政の問題にも関わりますので、また改めて第1の議題に戻るといっても構いませんので、お願いをしたいと思います。

(2) 介護保険事業基金の活用方針について

(委員長)

それでは、その次の、2番目の議題、介護保険事業基金の活用方針についてということで、事務局のほうから御説明をお願いします。

(事務局) 説明

《資料2》

(委員長)

仕組み、ちょっとややこしいですけども、これも含めて、質問あるいは御意見、お願いしたいと思いますので、どうぞ。

(委員)

資料の2のところですか。取り崩すのが約8割というんですけど、8割という試算された行政側の根拠を、示してほしい。

(事務局)

8割の根拠ということですけども、本来は、当該基金はその期に払った被保険者に還元されるものだというのがもともとの厚労省のほうから示されているんですけど、江南市につきましては、中長期的な財政運営のためということで半分ずつ使うということでやってきました。ただ、先ほど委員から御指摘がありましたとおり、結果的に給付費の執行残を同等額積み上げてしまうというのを繰り返してきました結果、基金が多大になっているところです。

今回、まだ介護報酬の改定ですとか、自己負担の2割の拡大といったところが国のほうからまだ示されていない状況で、今の算定分、非常に変更の可能性がある金額となっているんですけども、国のほうからは、第9期の保険料設定に当たっては、先ほどから説明させていただいたとおり、物価や賃金の高騰を踏まえて、余裕を持った保険料設定を検討していただきたいと通知が来ていまして、ひょっとして介護報酬が思ったより上昇してしまうとか、期の途中で介護報酬が上がることはよっぽどないと思うんですけども、不足が生じるかもしれないという懸念から若干の余裕を残しておきたいという思いで、結果的に8割の基金を使うということを今、提案させていた

だいています。

(委員)

その8割というのは、どこで決めたんですか。今の説明は分かりましたけど、例えば今の8割とすると、結果的には160,961,564円という金額が残り、ストックすることになるんですね。これが適切な額というのがありますよね。もちろん介護報酬が決まっていない、ほかにも決まっていない、いろんな問題がまだどこかにあるのかもしれない。そういうことも勘案して、中長期的に前の問題も加味して、このぐらいの剰余金で適切ですか。この辺のところをやはり我々はしっかり委員として調べる必要がありますし、その辺は難しいところですけども、どうかなというふうに思います。

(事務局)

適切かどうかということですけども、事務局の側で、保険料の上昇を抑制したいということや、低所得者の保険料も負担増にならないようにとか様々な検討した段階で、現在のところ、その数字を御提案させていただいておるもので、今決定しているわけではないですけども、1億円の基金を投入すると、保険料が約100円下がります。基金活用により600円弱の保険料を下げているんですけども、今後予想される上昇に備えて残しておきたいという思いで、全額投入しなかったという経緯であって、最初から利用を決めていたわけではないです。

(委員)

今の8割というのは、最終的にはどこで、どの段階で決めるんですか。

(事務局)

次回の第3回の審議会におきまして所得段階の多段階化を提案させていただくんですけども、それを最終として決めていきます。ご意見は審議会の中でいただいて、決定していくというものです。

(委員)

じゃ、一応、目安ということで考えていいんですね、今現在のところ。

(事務局)

そのとおりです。

(委員長)

まとめますけど、御意見は、今回保険料をどれだけ抑えるかというようなところで、事務局のほうから使われているということだけど、ただ、基金というのは、ある面で

いくと、次の時期に備えるという、こういうふうなものもあって、それをどれくらいにするかというような、こういうふうな視点も必要なんじゃないかな。

例えば報酬改定は医療も三位一体ですので、多分診療報酬がどうなるのかというので大きく変わると思うんですけど、全体には、私が見ている限りでは、幾ら何でも値下げは出せないだろうなというふうに思っていて、増えるだろう。

そうすると、さらに介護保険料が上がるから、それを抑えるために、ある程度基金を保留しておく必要があると思う。それは第9期に向けて保留しておかなきゃならない。決めるときに、最後、幾らにするかというので決めないといけない。

ただし、先ほどの議論でもありましたけど、基金は、ある面でいくと、その調整分だけじゃなくて、次の面、新たな期に入るときに備えなきゃならないものが大体どれくらい要るのかというような、そういうふうな設定をしなければならぬ。そのところを、どれくらいの案分でというようなところですから。

今回でいうと、変な言い方ですけど、保険料がプラス240円ぐらいに抑えられている。これが倍の500円になるぐらいになるんだったら、基本的には、その分だけ基金に取り崩して、これぐらいのプラスの、ここに出ている数字に抑えるとすると、基金はさらに減るだろうと。それでいけるかという決断としないといけない。

実際に、目安として、これだけは第9期に向けて置いておく、次の3年間に向けて置いておく必要があるんじゃないかという、そういう目安があれば、余っている金は全部使おうじゃないかというような、そういうふうな発想はできるんですけど、そのところが、ちょっと今の段階でない中で、どのようにするのかということですね。

私は、今の時点では、8割を崩して、1億6千万残して、ただ、この1億6千万は今までの作業で8割を使って、保険料を240円プラスに抑えたけど、それが倍になるぐらいに報酬単価が上がったら、基本的には、その分は基金をさらに崩すというようなことを考えていいんじゃないかと。残った額は、その結果として残った額が出るかどうかというふうにして、少し考えていく必要があるんじゃないかと。

今の時点で、これ、決めようがないですよ、すみません。どうぞ。

(事務局)

委員長にもおっしゃっていただいたとおり、この基金というのは、第9期における調整分であるとともに、第10期にどれくらい残るかというのが、この8割を使うという判断をしたところの焦点であります。実際に、私は第8期計画のときに担当課長としておったんですけども、そのときには、先ほどから説明をしておりますように、8億ある基金のうちの半分を使わせてくださいという御提案をさせていただいて、今の計画を作りました。そこで説明をしていたのは、第9期の真ん中に当たります令和7年度にこの介護保険の上昇のピークを迎えるんですよというような御説明をさせていただいた記憶がございます。

その第9期に向けて、この第8期の中で多くを使うのではなくて、半分だけ使わせ

てくださいというような御説明を差し上げたという記憶がございます。まさに今の第9期計画を作っていく中で、今回、この第9期の真ん中に当たる令和7年度がピークであるという考え方は変えていないところであります。

その中で、じゃ、どれぐらい使うんだというところの判断の中で、今たまっている7億6千万のうちの8割、これをもう保険料の抑制のために使っていこうという判断をさせていただき、残りの1億6千万は、先ほどからの説明にございますように、今後の物価上昇、賃金上昇、そういったもので、給付費に不足が生じた場合、これを使うというための基金であると同時に、第10期計画に向けて、保険料の上昇を抑えるために、また第10期計画の策定のときの協議になりますけれども、そこへ使っていきたいと、これは残れば、そういったところへ使っていきたいというところの判断をさせていただいたと、現在のところ、8割の6億円を使わせてくださいというような予定をさせていただいております。ただ、先ほどから委員長さんのほうがおっしゃっていただいたように、今後の介護報酬改定とか、そういったところで、もし保険料が、6億を取り崩しても大きく上がるようなことがあれば、そこは再度、この基金をどう使うのかと、そういったところを考え直さなければいけなくなるというふうには考えているところでございます。

(委員長)

よろしいでしょうか。基本的には、ピークを過ぎた後は、これまでのように基金をそんなにためる必要はないだろうと、そういった点では、推計値をより精密なものにしていく必要があるだろうと、そういう点では、今までのものについては、第9期に備えて、できるだけ有効に使おうではないかということで、ただ、どれぐらいかと、幾らになるかというのは、ちょっと今の時点では、報酬単価が決まりませんので、現在の状況では決められないと、ただ、一応の目安としては、基金を8割崩して、保険料の上昇を僅かに抑えると。

よろしいでしょうか。ほか、御意見など。

なければ、ここで一応この数字でさせてもらうけど、これで決まりじゃないという形になりますので、すみませんけど、もう一回、審議が必要になるだろうと思います。

(3) 介護保険料予定収入率について

(委員長)

それじゃ、次の議題、また戻って意見がありましたら構いませんので、第3の議題、介護保険料予定収入率について、資料3をお願いします。

(事務局) 説明

《資料3》

(委員長)

よろしいでしょうか。100%にできるだけ近づけてもらうということになりますけど、数値上は妥当だと思います。よろしいでしょうか。

(4) 第9期計画において実施予定の事業等

(委員長)

それでは、(4)の第9期の計画において実施予定の事業等についてというところで、事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局) 説明

≪資料4≫

(委員長)

これから実施するもの、あるいは検討するものもありますけれども、これに意見要望あるいはほかということで、ありましたらどうぞ。

生活支援サポーターの養成研修は何回ぐらいやりますか。1日で終わりますか。

(事務局)

生活支援サポーターの養成研修ですけれども、カリキュラムは4日間を予定しています。最終日が午前中、あとは大体1日ぐらいの予定となっております。

(委員長)

これ、課程をこれだけ修了しなきゃならないという規定があるんですか。

(事務局)

市が認めた内容でカリキュラムを構成していますので、その内容で、4日間の内容となります。

(委員長)

国基準になるわけじゃなくて、江南市で今までやってきた実績からということ。

(事務局)

国の基準ではなくて、市が認めたものということになります。

(委員長)

人数が不足しているので、4日間通して出ろというようなことはちょっときついなんじゃないかって感じて、その辺はぜひ柔軟に、いろんな人が参加しやすいということ

も考えていただきたいと。

ほか、よろしいでしょうか。どうぞ。

(委員)

1つ提案ですけれども、地域包括支援センターの人員について今度の介護保険の改定で、主任ケアマネジャーの要件が確定ではないと思うですけれども、柔軟になる。そういう意味で、例えばもちろん介護も大事なんだけど、介護予防という観点から、やっぱりそういうケアマネジメントをもう少し地域包括でやっていただけるとありがたい。特にやっぱり北部なんかは、若干介護予防まで手が回らないということですので、そういった、やっぱり人的な援助、そういうものも必要になります。

それから、もう一つは、サービスがこれからは訪問型、通所型が合体になってくる傾向にありますので、やっぱり人的資源の関係だと思っただけですね。そういうことも含めた対策をしなくちゃいけない。もちろん看護小規模多機能もありますね。必須ですし、やっぱりそうした中長期的な面で、そういった施策を考えていただきたいと思っただけです。

それと、もう一つは、増やせばいいというわけじゃなくて、逆に廃止する案件はないかなというところを伺いたいと思います。既存のものを、なくすのは反対があり、非常にやりにくい案件ですけれども、そういうのがあったら、お話を聞きたいんですけど、いかがでしょうか。

(委員長)

何か具体案、ありますか、今の御意見について。

(事務局)

何かやめるものですが、第8期のときから御提案させていただいている、訪問介護事業所の補助を廃止しています。20年以上前の介護保険制度の創設のときから、ずっと補助のほうをさせていただいていたものなんですけれども、昨今のサービスが当時に比べて多様化しているとか、状況がいろいろ変わってきた中で、より効果的といいますか、今必要なものは、補助は何なんだろうというところを市で検討して、その結果として、第8期の期間を暫定的に補助の率を下げながら廃止して、今回の資料4の2番で提案しているグループホームの家賃助成補助金を開始する予定です。

(委員長)

あと、ケアマネジャーの養成は、ここは事業所が負担した従事者のって書いてあるけど、先ほどの言うような人的な確保も含めて、できるだけ幅広い人に資格を取らせるというようなことを、ぜひ柔軟に対応できるような制度にしてほしいということはいわゆる要望としてあるので、多分これもさっきの生活支援サポーターもそうですけれども、

人材の養成のところは、多分いろんな人が入れるようにするために、資格を単に取りやすくするというようなことは、そのときでやっていかないと、なかなか福祉ところは難しくなる状況が見えていますので、できるだけ対象は柔軟にというふうに考えていただければと思います。

ほか、よろしいでしょうか。いずれも、できるだけ早い時期にというようにことで、これから具体化していただきたいと思います。一応、主たるものはあれですけども、全体を通してありますでしょうか。

3 その他

(委員長)

なければ、その他のところに移らせていただきたいと思いますが。

(事務局)

ありがとうございました。

事務局のほうからは、次回の審議会の御案内をさせていただきます。

本日配付しております開催通知にありますように、11月22日水曜日となります。午後1時30分から市役所2階大会議室で開催いたします。御多用の中大変恐れ入りますが、御出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

(委員長)

よろしいでしょうか。

パブリックコメントを出して、市民の意見を募ってというふうなことがあるもので、介護報酬が決まるまでに、一応の原案を作るという形になりますので、11月22日が原案を作る重要な会議になりますので、御出席よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、それだとしても、最終的に介護保険は1月末か2月の初めぐらいに決まりますので、それによって、また少しいじらなきゃならないということが生じるかもしれないということも、ぜひ御了解お願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、終わりたいと思います。どうもありがとうございます。